

経営比較分析表（令和5年度決算）

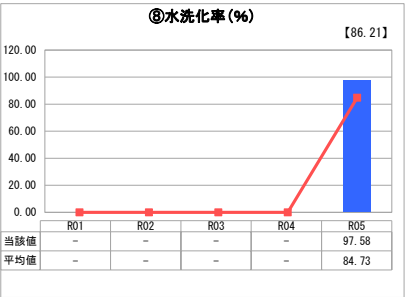
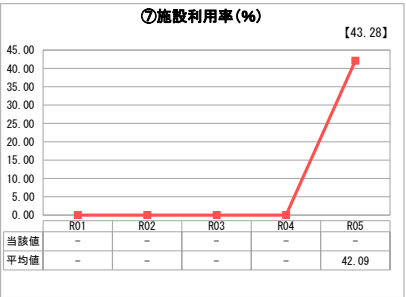
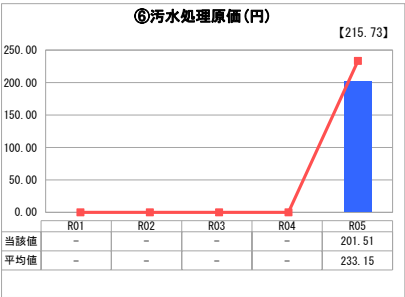
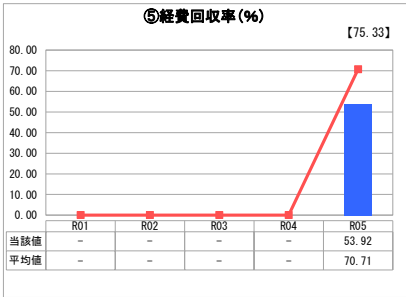
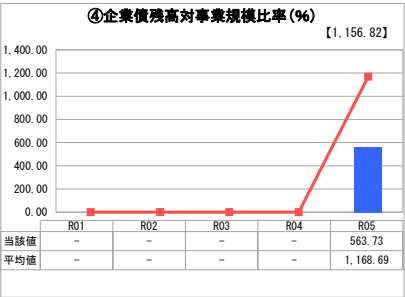
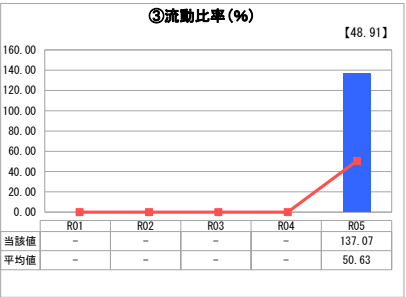
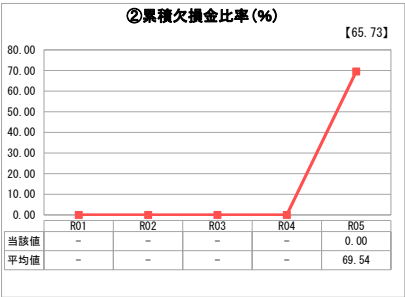
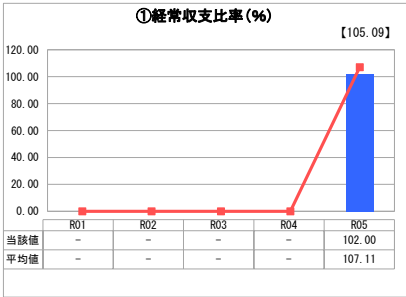
三重県 東員町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	59.52	32.45	86.28	1,760

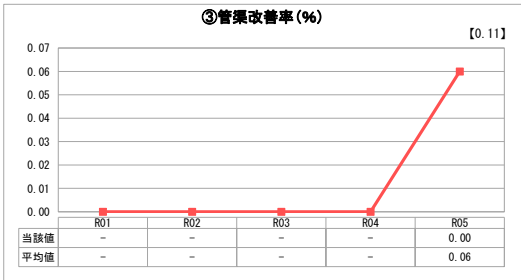
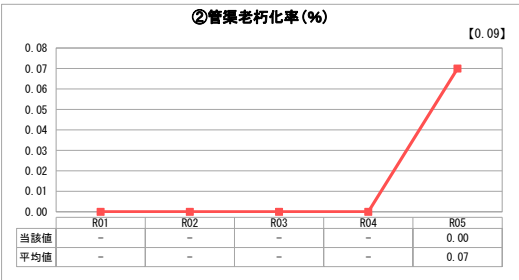
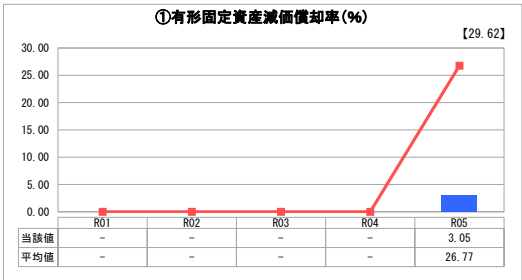
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
25,838	22.68	1,139.24
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
8,376	2.98	2,810.74

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
[] 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①③⑤今後、人口減少に伴い収入は減少していく見込みであり、施設更新にかかる費用を賄うための企業債も増加していく見込みである。なお、収益における下水道使用料の不足分は、一般会計からの基準外繰入金を財源に経費を賄っている状況である。今後は、さらに合理的な経営を行い、下水道使用料の見直し等を検討し、現金等の流動資産の状況にも留意する必要がある。

②令和5年度に特別会計から公営企業会計に移行しているため累積欠損金は発生していないが、引き続き健全経営を続けていけるように取り組んでいく。

④企業債残高の割合については、低い比率であり、拡張時期に借入を行ったものが償還済みになり近年は減少傾向である。今後は施設の更新時期を迎えるにあたり、急激に企業債残高が上昇していくことが見込まれるため、計画的な借入が必要である。

⑥横ばいで推移していく見込みであるが、不明水対策を行い有収率の向上を目指しつつ使用料水準等と比較検討し、効率性の経営を目指す必要がある。

⑧97%を超えて高い水準となっている。今後整備を進めていく区域においても確実に下水道へ接続するよう促進していくとともに未接続者の調査や処理区域の見直しを実施していく。

以上の分析により今後も費用の削減に努めるとともに、一般会計からの繰入金を抑制するため、資本費平準化債を活用していくなど、経営戦略に基づく取組の進捗と成果を一定期間ごとに評価、検証した上で、収支均衡を図る具体的な取組の再検討を行い、中長期的収支見通し等の精緻化を図っていく必要がある。

2. 老朽化の状況について

①令和5年度に特別会計から公営企業会計に移行しているため低い水準であるが、老朽化が進んでいる資産も増加していることから、今後の推移については注視していく必要がある。

②平成2年度より整備し始めた法定耐用年数が50年である下水道施設は比較的新しいものであるが、一斉に整備された管渠のため、今後急激に上昇していくことが見込まれる。管渠点検を状況を見て行っていく。

③管渠は現在、維持補修により機能を保持している状況である。現時点では早急な管渠の更新の必要性は少ないが、早期発見に努める。マンホールポンプにおいては、更新時期を迎えており部分的な更新・修繕を行っている。耐用年数が経過したマンホール蓋については、ストックマネジメントに則り順次取り替えている。なお、主要な管渠の耐震化については平成29年度に施工完了した。管渠施設等の適切な維持管理や延命化を図り低コストで機能を保持していく必要がある。

全体総括

下水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少や節水機器の普及など水需要の減少に伴う下水道使用料収入の減少が予想される一方、管渠整備事業は大部分が平成2年度から平成13年度の間の短期間で整備され、更新時期が集中すると予想される。平成29年度に策定したストックマネジメント計画や平成30年度に策定した経営戦略を見直し、更新事業の優先順位を設定し費用の平準化を行い、適正な維持管理により長寿命化することが必要である。また、下水道事業が長期的に安定した経営を維持していくために令和5年度から公営企業会計を適用したことにより、財務諸表を公表・比較することで経営の「見える化」を図り、適正な料金原価に照らし合わせ、持続可能な供給単価を設定し、より一層の経営の効率化と経営基盤の強化を図っていくことが必要である。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。